

J S A F加盟団体各位  
J S A F特別加盟団体各位

2020年1月27日  
(公財)日本セーリング連盟  
役員推薦候補者管理委員会

## 2020-2021年度J S A F理事・監事推薦候補者の選任について(依頼)

2020年度定時評議員会を以て任期満了となります公益財団法人日本セーリング連盟(以下、「連盟」という。)理事につきまして、理事及び監事候補推薦手続規則ならびに理事会決議に基づき、全国加盟団体代表者会議による理事推薦候補者の選任手続きを下記の通り実施しますので、ここに通知いたします。

### 記

#### 1. 被理事推薦候補者

前期事業年度末日(2019年3月31日)現在、連盟一般会員登録者で、就任時(評議員会で役員に選任される日)に満20歳以上75歳未満とする。但し、会長、副会長以外の候補者は、就任時に70歳を超えない者とする。

#### 2. 推薦候補者の枠

(1) 推薦候補者の枠は、次のとおり。

- |                           |                  |
|---------------------------|------------------|
| ①全国加盟団体代表者会議による理事推薦候補者枠   | 9名(会長推薦候補者1名を含む) |
| ②全国加盟団体代表者会議による女性理事推薦候補者枠 | 3名               |
| ③水域理事推薦候補者枠               | 13名              |
| ④会長による役員推薦候補者(本依頼の対象外)    |                  |
| ・理事推薦候補者                  | 5名               |
| ・委員会推薦候補者                 | 2名               |

[参考] 定款(第21条第1項)に定められている役員の総数は、下記のとおり。

- ・理事 : 23名以上32名以内
- ・監事 : 1名以上3名以内

(2) 今回は上記(1)のうち、①全国加盟団体代表者会議による理事推薦候補者、及び②全国加盟団体代表者会議による女性理事推薦候補者を選任するものである。

#### 3. 全国加盟団体代表者会議による推薦投票

(1) 理事推薦候補者への立候補

「全国加盟団体代表者会議による理事推薦候補者」に立候補しようとする者は、理事または加盟団体・特別加盟団体の推薦を得て、下記①～③の事項を所定の用紙に記入し、上半身の写真を貼付して、連盟事務局に届け出ること。立候補届出用紙は、連盟ホームページまたは次のEメールアドレス(jimukyoku@jsaf.or.jp)に申込み、入手することができる。

- ① 候補者の氏名、年齢、住所、職業等の略歴、セーリングに関する経歴、当連盟との関係(現行理事との身分関係を含む)
- ② 理事推薦候補者となるに当たっての所信
- ③ 推薦理事または推薦加盟団体・特別加盟団体の代表者の氏名捺印および推薦理由

(2) 立候補の締切り: 2020年2月27日(木) 必着、持参の場合は午後3時

(3) 推薦投票の実施

理事推薦候補者を決定するため、全国加盟団体代表者会議のメンバーによる記名投票を実施する。

(4) 推薦投票スケジュール

- |        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 推薦投票依頼 | : 2020年3月 2日(月) 投票依頼          |
| 締め切り   | : 2020年3月19日(木) 必着、持参の場合は午後5時 |

#### (5) 推薦投票権数と投票方法

- ① 各加盟団体の投票権数は、下記の通りとする。
  - ・2019年3月31日現在の連盟会員数が300名以上の加盟団体 3票
  - ・2019年3月31日現在の連盟会員数が300名未満の加盟団体 2票
  - ・特別加盟団体 1票
  - ・会長推薦候補者の投票については、加盟団体、特別加盟団体ともに各1票
  - ・本年度新規加盟団体及び休眠団体には、投票権は付与しない。
- ② 推薦投票は、連盟事務局が配布する推薦投票用紙（2020年3月2日付けで有権者に郵送）を使用し、郵送または持参により実施する。
- ③ 同一団体から同一人物に2票以上投票された場合は、1票として扱い、投票権数を超えた投票は、無効とする。
- ④ 推薦投票の結果、同数の場合には、開票後直ちに委員長作成の抽選方法で、委員（又は委員が指名した者）が該当者の年齢順（同年齢の時は50音順）にて抽選を行い、当選者を決定する。
- ⑤ 会長推薦候補者及び理事推薦候補者は、推薦投票の結果、獲得票数の多い順にそれぞれ上位1名、上位8名を推薦候補者とする。
- ⑥ 一般推薦候補者に入らなかった女性立候補者のうち、理事推薦投票の上位3名を女性特別推薦候補者とする。一般推薦候補者に入らなかった女性立候補者数が3名未満の場合は、その女性立候補者数だけを女性特別推薦候補者として推薦する。
- ⑦ 一連の開票作業及び抽選等に、本人や本人が事前に指名した代理人が立ち会うことは、これを妨げない。

#### (6) 全国加盟団体代表者会議による理事推薦候補者数が推薦枠定数を下回った場合

- ① 理事推薦候補者数が同上手続規則に定める推薦枠定数を下回った場合は、上記（5）に準じて、信任投票を行う。
- ② 但し、理事推薦候補立候補者数が2名に満たない場合には、定款に定める理事最少定数（23名）を下回ることとなるため、2名以上となるまで追加の理事推薦候補者の選任手続きを行う。

#### (7) 全国加盟団体代表者会議出席者への理事推薦候補者の決定通知

理事推薦候補者選任結果は、2020年3月23日（月）以降速やかに、役員推薦候補者管理委員会より全国加盟団体代表者会議出席者に開示を行う。

#### 4. 水域からの理事推薦候補者の推薦

- (1) 水域からの理事推薦候補者の推薦は、2020年3月2日（月）に連盟加盟団体・特別加盟団体へ依頼する予定であり、依頼に当たっては、改めて役員推薦候補者管理委員会より通知する。
- (2) 水域からの理事推薦候補者の推薦締め切り：2020年4月8日（水）（予定）

#### 5. 役員推薦候補者管理委員会

推薦投票等の手続きは、連盟会長から委嘱された役員推薦候補者管理委員である次の3名が、理事及び監事候補者管理委員会運営ガイダンス（別紙1）に則り、管理を行う。

委員長：平賀 威

委員：浜崎 濠次郎、戸張 房子

なお、役員推薦候補者管理委員会は連盟事務局内に置かれる。

Tel.03-6447-4881 Fax.03-6447-4882 E-mail:jimukyoku@jsaf.or.jp

以上

添付資料

別紙1 理事及び監事推薦候補者管理委員会運営ガイダンス

別紙2 2020-2021 理事候補推薦手続と全体スケジュール

公益財団法人日本セーリング連盟  
理事及び監事推薦候補者管理委員会運営ガイドンス

第1条 (運営ガイドンスの趣旨)

このガイドンスは、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の執行部が役員改選時期において、評議員会に提出する理事及び監事推薦候補者リストを作成するに当たって、公正で透明な事務手続きを進めるために設置する理事及び監事推薦候補者管理委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関する基本的な事項を取りまとめたものである。

第2条 (委員会設置の目的)

委員会は、役員改選の際に連盟執行部が評議員会に提出する理事及び監事推薦候補者リストを作成するに当たって、公正で透明な事務手続きを進めるために設置し、主に以下の事項を実施する。

- (1) 水域理事推薦候補者、全国加盟団体代表者会議による推薦候補者、ならびに会長推薦候補者に関して提出された資料の内容を確認する。
- (2) 全国加盟団体代表者会議のメンバーによる推薦投票プロセスを確認するとともに、上位投票者を決定する。
- (3) 全国加盟団体代表者会議メンバーが行った投票内容を確認し、上位投票者を決定する。
- (4) 推薦投票の結果、同数の場合には、推薦管理委員長立ち合いの下で、開票後直ちに委員長作成の抽選方法により、推薦管理委員（又は推薦管理委員が指名した者）が該当者の年齢順（同年齢の時は50音順）にて抽選を行い、当選者を決定する。
- (5) 推薦投票の集約結果を理事会へ報告する。

第3条 (委員会構成メンバー)

委員会の構成メンバーは、会長が推薦し、理事会の決議により決定される。

第4条 (招集)

第1回の委員会の招集は、日時、場所を指定して会長が行う。第2回以降の開催は、第5条に基づき委員会の委員長が招集する。

第5条 (開催)

委員会は2名以上の出席がなければ、開催することはできない。

第6条 (委員長)

第1回の委員会において、委員の互選により、委員長を選任する。

- 2 委員長は、委員会の議事の進行を司り、委員会が選任した全国加盟団体代表者会議のメンバーにより実施された理事推薦候補者の投票結果（以下、「理事推薦候補者」という。）を、理事会に報告する。

第7条 (委員の任期)

当委員会の委員の任期は、役員推薦候補者が決定する理事会が終了する時までとする。

第8条 (報酬等)

会議の構成メンバーは、無給とする。

- 2 会議の構成メンバーには、費用を弁償することができる。
- 3 前各号に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

1. 本規程は、平成24年 1月21日より施行する。(平成24年 1月21日理事会決議)
2. 本規程は、平成24年1月2月 8日より改定施行する。